

HSC015-12

会場:展示ホール7別室3

時間: 5月23日12:00-12:15

## ニュージーランドにおける防災型土地利用規制の進展

### Expansion of land use control for disaster mitigation in New Zealand

増田 聡<sup>1\*</sup>, 村山 良之<sup>2</sup>

Satoru MASUDA<sup>1\*</sup>, Yoshiyuki Murayama<sup>2</sup>

<sup>1</sup>東北大学大学院経済学研究科, <sup>2</sup>山形大学大学院教育実践研究科

<sup>1</sup>Tohoku University, <sup>2</sup>Yamagata University

ニュージーランドでは、1991年にそれまでの環境保全から都市計画におよぶ多くの法律をまとめて資源管理法を制定した。都市計画の権限は基礎自治体にあり、活断層直上の土地利用規制（都市計画的的手法）を既に適用している自治体もあれば、まったく手つかずの自治体もある。2003年、資源管理法を管轄する環境省によって、活断層の破断（変位）による直接的被災を回避・軽減する土地利用規制の導入を目指して、国から自治体に対する提案ともいえるべき「活断層指針」が作られた（2003年暫定版発表、2004年最終版発表）。そこでは、断層破断による被災の回避・軽減のために、活断層の活動度（活動間隔）×活断層の明瞭さ×建物の重要度×現在の土地利用に応じた柔軟な土地利用規制を提案している。

「活断層指針」発表の約2年後、ニュージーランド核地質研究所（GNS）は、指針の導入状況、改善すべき点等について、計画担当官らに対する調査を実施した。その結果、この指針を利用し始めた自治体はわずかであり、調査時点でその実施は困難とする自治体が多いことが明らかになった（Becker, Saunders and Van Dissen, 2005）。自治体の計画担当現場において様々な課題が指摘されている一方で、少しずつ実施に向けた取組を始めた自治体もある。ここでは、そのような自治体における実施状況や課題について、現地調査に基づいて報告する。

一方で、カリフォルニア州において「活断層法」から「災害地図化法」へと対象ハザードを広げたのと同様に、ニュージーランドにおいても、「斜面災害指針」（ただし地震起因のものに限らない）がGNSによって提案されるに至った（Saunders and Glassey, 2007）。斜面災害によるリスクに応じた土地利用を誘導しようとするものである。本報告では、「斜面災害指針」が作られた経緯とその意義についても検討する。

Becker, J., Saunders, W. & Van Dissen, R., 2005. Planning for the Development of Land on or Close to Active Faults: A study of the adoption and use of the Active Fault Guidelines, GNS science report 2005/16.

Saunders, W. & Glassey, P. (Compilers) 2007. Guidelines for Assessing Planning, Policy and Consent Requirements for Landslide-prone Land, GNS Science Miscellaneous Series 7.

キーワード:ニュージーランド,都市計画,土地利用規制,活断層指針,斜面災害指針

Keywords: New Zealand, city planning, land use control, Active Fault Guidelines, Landslide Guidelines